

令和6年12月2日

令和6年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 3 号	農業委員会委員任命につき同意を求めることについて	5
報告第 27 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 3 号）に係る専決処分の報告について	6
報告第 28 号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	8
報告第 29 号	登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	10
報告第 30 号	登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	13
議案第 71 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 72 号	令和 6 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 73 号	令和 6 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 74 号	令和 6 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 75 号	令和 6 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 76 号	令和 6 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 77 号	令和 6 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 78 号	令和 6 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 79 号	登米市中田農産物直売所条例及び登米市中田農産物加工所条例を廃止する条例について	15
議案第 80 号	登米市グリーンキャンプなかだ条例を廃止する条例について	16
議案第 81 号	登米市行政区長設置条例の制定について	17
議案第 82 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	20

同意第3号

農業委員会委員任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年12月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	千葉 昭広
住 所	登米市迫町

報告第 27 号

令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 3 号）に係る 専決処分の報告について

令和 6 年10月 9 日、令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 3 号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別冊)

報告第 28 号

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決 処分の報告について

令和 6 年10月16日、登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により、登米市国民健康保険条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月16日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

報告第 29 号

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 6 年10月10日、登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年登米市条例第41号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月10日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第2項中「市の」を削り、「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に、「次条第2項第2号及び第3号において同じ」を「以下同じ」に改める。

第4条第1項中「の員数」を「及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「の人員配置基準」を「に置くべき職員及びその員数」に改め、同項第2号中「前項」を「第1項」に改め、「市の」を削り、同項第3号中「市の」を削り、同項の表中「人員配置基準」を「地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に、「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね

3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 30 号

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 6 年10月10日、登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年登米市条例第42号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月10日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

登米市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

登米市中田農産物直売所条例及び登米市中田農産物加工所 条例を廃止する条例について

登米市中田農産物直売所条例（平成17年登米市条例第161号）及び登米市中田農産物加工所条例（平成17年登米市条例第162号）を廃止するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市中田農産物直売所条例及び登米市中田農産物加工所条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 登米市中田農産物直売所条例（平成 17 年登米市条例第 161 号）
- (2) 登米市中田農産物加工所条例（平成 17 年登米市条例第 162 号）

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

登米市グリーンキャンプなかだ条例を廃止する条例について

登米市グリーンキャンプなかだ条例（平成17年登米市条例第193号）を廃止するものとする。

令和6年12月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市グリーンキャンプなかだ条例を廃止する条例

登米市グリーンキャンプなかだ条例（平成17年登米市条例第193号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 81 号

登米市行政区長設置条例の制定について

登米市行政区長設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市行政区長設置条例

(設置)

第 1 条 本市の行政事務の円滑な運営を図るため、各行政区に行政区長を置く。

2 前項の行政区の区域及び名称は、規則で定める。

(身分及び職務)

第 2 条 行政区長は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤の特別職とし、その職務は次のとおりとする。

- (1) 市が行う事務事業について、市長の求めに応じて調査等を行うこと。
- (2) 行政区の世帯等の状況把握に関すること。
- (3) 広報紙その他文書（公共的団体等が発する文書（個人あてのものを除く。）を含む。）の配布に関すること。
- (4) 行政区の住民からの要望事項に係る市との連絡調整に関すること。
- (5) 災害発生時における被害状況等の調査及び報告に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委嘱)

第 3 条 行政区長は、当該行政区から推薦された者を市長が委嘱する。ただし、当該推薦者がいない場合は、行政区の住民の中から市長が適当と認める者を委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 行政区長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 行政区長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 行政区長は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(行政区長代理)

第 5 条 行政区長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を臨時に代理する

者（以下「行政区長代理」という。）を置くものとする。

2 行政区長代理の身分及び職務は、行政区長の例による。

3 行政区長代理は、第3条の規定に準じて市長が委嘱するものとし、その任期は、行政区長の職務を代理する期間とする。

（報酬及び費用弁償）

第6条 行政区長及び行政区長代理（以下「行政区長等」という。）の報酬及び費用弁償は、登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）に定めるところによる。

（服務）

第7条 行政区長等は、当該行政区の住民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務に従事するものとする。

2 行政区長等は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるようなこと。

（2）その職を利用して市の行政執行を妨害し、又は妨害させる目的で他人を扇動すること。

3 行政区長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 行政区長等に交代があるときは、遅滞なくその事務を後任者に引き継がなければならない。

（解任）

第8条 市長は、行政区長等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行政区長等を解任することができる。

（1）法令等に違反したとき。

（2）職務の遂行上支障があると認めるとき。

（3）前条第2項又は第3項の規定に違反したとき。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 行政区長等の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の項中

「

」を「

」に、「／区」を「／行政区」に改める。

（登米市営住宅条例の一部改正）

- 4 登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項第 3 号中「区長」を「行政区長」に改める。

（登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正）

- 5 登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和 4 年登米市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「登米市区長設置規則（平成 17 年登米市規則第 5 号）第 1 条に規定する区」を「登米市行政区長設置条例（令和 6 年登米市条例第 号）第 1 条に規定する行政区」に改める。

議案第 82 号

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 6 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第30条第 2 項第 3 号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4 号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第 2 項第 3 号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4 号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第 2 項第 3 号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4 号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第 2 項第 3 号中「20人」を「15人」に改め、同項第 4 号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、当分の間、この条例による改正後の登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第 2 項、第32条第 2 項、第45条第 2 項及び第48条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第 2 項、第32条第 2 項、第45条第 2 項及び第48条第 2 項の規定は、この条例

の施行の日以後においても、なおその効力を有する。